

独立行政法人農業者年金基金の「組織・業務全般の見直し案」
及び「中期目標（案）」の持ち回り審議について

1 独立行政法人農業者年金基金の「組織・業務全般の見直し案」

平成 25 年 1 月 22 日 持ち回り審議の依頼

平成 25 年 2 月 7 日 厚生労働大臣へ意見
「了承する。」

2 独立行政法人農業者年金基金の「中期目標（案）」

平成 25 年 2 月 15 日 持ち回り審議の依頼

平成 25 年 2 月 22 日 厚生労働大臣へ意見
「独立行政法人農業者年金基金中期目標（案）について、通則法第 29 条第 1 項に基づき策定することに異存はない。」

平成 25 年 2 月 26 日 財務大臣協議

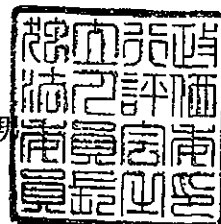
平成 25 年 2 月 28 日 財務大臣から厚生労働大臣へ協議に対する異存が旨の
通知

平成 25 年 3 月 1 日 農業者年金基金理事長へ指示通知

独評発第 0207001 号
平成 25 年 2 月 7 日

厚生労働大臣
田村 憲久 殿

厚生労働省独立行政法人評価委員会
委員長 猿田 享男



独立行政法人農業者年金基金の「組織・業務全般の見直し案」について

独立行政法人農業者年金基金の「組織・業務全般の見直し案」について、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 35 条第 2 項の規定に基づく独立行政法人評価委員会の意見は、下記のとおりである。

記

了承する。

独評発第 0222001 号
平成 25 年 2 月 22 日

厚生労働大臣
田村 憲久 殿

厚生労働省独立行政法人評価委員会
委員長 猿田 享男



独立行政法人農業者年金基金の「中期目標（案）」について

独立行政法人農業者年金基金の「中期目標（案）」について、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条第 3 項の規定に基づく独立行政法人評価委員会の意見は、下記のとおりである。

記

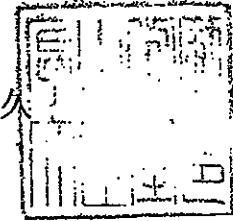
独立行政法人農業者年金基金中期目標（案）について、通則法第 29 条第 1 項に基づき策定することに異存はない。



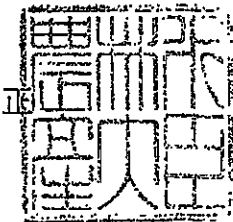
厚生労働省発年0226第1号
24経営第3172号
平成25年2月26日

財務大臣 麻生 太郎 殿

厚生労働大臣 田 村 憲 久



農林水産大臣 林 芳 正



独立行政法人農業者年金基金の達成すべき業務運営に関する
目標（中期目標）について

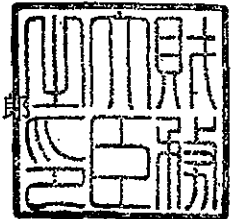
標記について、別添のとおり定めることとしたいので、独立行政法人通
則法（平成11年法律第103号）第67条第1号の規定に基づき、協議
する。



財 計 第 350 号
平成25年2月28日

厚生労働大臣 殿

財務大臣 麻生 太郎



独立行政法人農業者年金基金の達成すべき業務運営に
関する目標（中期目標）について

平成25年2月26日付厚生労働省発年0226第1号をもって協議のあった標
記の件については、異存ありません。



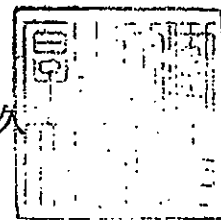
厚生労働省発年0226第2号
農林水産省指令24経営第3172号

東京都港区西新橋1丁目6番21号
独立行政法人農業者年金基金
理事長 中園良行

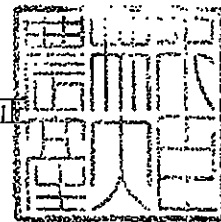
独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人農業者年金基金の達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）を別添のとおり定めたので、同項の規定により指示する。

平成25年3月1日

厚生労働大臣 田村 憲久



農林水産大臣 林 芳正



【独立行政法人農業者年金基金】

参考6

1 法人の概要

- 農業者年金基金は、昭和46年から開始された農業者のための国民年金の2階部分の年金（農業者年金）に係る事業を実施。
- 農業者年金制度は、平成13年に「賦課方式・確定給付型」から「積立方式・確定拠出型」に制度を大きく転換。
- 新たな農業者年金制度は、農業者の老後生活の安定等を図る「農業者老齢年金」とともに、農業者の確保に資することを目的として、一定の要件を満たす意欲ある若い農業者に対し、保険料の補助による政策支援を行う政策年金「特例付加年金」からなる。
- 農業者年金基金は、①新制度についての加入推進、被保険者資格の審査・決定、年金資産の運用、年金給付等の業務を、②旧制度についての年金給付等業務を実施。なお、加入申込書等の受付・確認等の業務は、市町村（農業委員会）及び農業協同組合に委託して実施。

農業者年金基金

加入推進

被保険者の資格の審査・決定

年金給付の審査・決定

年金給付

年金資産の運用

考査指導

業務委託

業務受託機関

農業委員会 (1,710)
農業協同組合 (715)

加入推進

加入申込書等の受付・確認

保険料の徴収

・加入申込書等の提出
・保険料の払込

加入推進

・加入申込書等の届出
・保険料の払込

・新制度加入者累計
10.3万人
・旧制度受給権者
50.6万人
※ 23年度末現在

年金給付

・特例付加年金
(国庫補助分)
・農業者老齢年金
(自己拠出分)
・旧制度の年金

農 業 者

2 次期中期目標（案）の概要

1 業務運営の効率化に関する事項

- 農業委員会に対する加入推進の業務委託費について、固定的な（一律定額の）配分方法を改め、新規加入の実績を反映した配分方法へ見直し等
 - 2,400ある業務受託機関に対し基金が行う考査指導の対象受託機関数（年間）を現在の1.5倍（毎年度160機関から240機関）に増加
 - 運営評議会等の議事内容の公開、基金の内部統制の基本的なルール（理事長による内部統括を体系的に定めた文書）の制定等ガバナンスの強化
- 旧年金業務の減少等を踏まえた組織の整備（旧年金制度部門を縮小する一方で考査指導部門を強化）及び常勤職員数の削減

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

- 政策年金という性質を踏まえ、若い農業者に重点を置いた、加入推進目標の設定
【20～39歳の基幹的農業従事者のうち農業者年金に加入している者の割合を拡大（現在の13%（9.5万人のうち1.2万人）→ 20%】
※ 20%は20～39歳の基幹的農業従事者に占める認定農業者の割合
- 新たな電算システムの開発等により、標準処理期間を大幅に短縮
【加入手続が60日→30日、年金及び一時金の裁定手続が90日→60日】

独立行政法人農業者年金基金中期目標

農業従事者の減少・高齢化などによる生産構造のぜい弱化や経済のグローバル化が進展する中、我が国の農業が今後とも健全に発展していくためには、農業の構造改革を進めていくことが必要である。特に、我が国農業の生産力を維持・向上させるには、担い手への農地の利用集積の加速化とともに、青年新規就農者の増加等による意欲ある担い手の確保が不可欠となっている。若い農業者等の確保は、喫緊の課題である。

農業者年金制度は、このような農業の担い手が、他産業と遜色ない生涯所得を展望しながら、意欲を持って農業に取り組むことができるようにするため、引退後の老後生活に安心を持てるよう、農業者に国民年金の上乗せとして農業者年金を措置し、農業者の老後生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、農業者の確保を図ることを目的としたものである。

このため、農業者年金の実施主体である独立行政法人農業者年金基金（以下「基金」という。）においては、上記の農業者年金制度の趣旨と目的を踏まえ、国民の期待と信頼に応えるため、被保険者資格の適正な管理、適切な年金給付、年金資産の安全かつ効率的な運用等の農業者年金業務に取り組み、意欲ある若い農業者等の確保に向け、業務受託機関と一体となった制度の普及推進に努め、以下に掲げる中期目標を達成するものとする。

第1 中期目標の期間

基金の中期目標の期間は、平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間とする。

第2 業務運営の効率化に関する事項

1 運営経費の抑制等

(1) 業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（人件費を除く。）については、中期目標の期間中に毎年度平均で少なくとも対前年度比で3%の抑制、事業費（業務委託費）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制をすることを目標に、削減する。

人件費（退職手当及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については、政府における総人件費削減の取組を踏まえつつ、適切に対応する。

- (2) 給与水準については、対国家公務員地域・学歴別指数（地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレス指数）が、中期目標期間において、毎年度、100を上回ることがないように措置する。

また、給与水準の適正性について検証し、その検証結果や取組状況についてホームページで公表する。

(3) 契約の適正化の推進

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）を踏まえ、契約については、原則として一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。）によるものとし、一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。また、一者応札・応募となった契約については、一者応札・応募の改善方策が適正か検証する。

また、一般競争入札等に付すことが適当でない認められる場合等の例外的な場合は、次の取組により、随意契約の適正化を推進するものとする。

- ① 基金が策定する「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その改善状況をフォローアップし、毎年公表する。
- ② 監事及び外部有識者により構成する契約監視委員会において、契約の点検及び見直しを行い、その審議概要を公表する。

2 業務運営の効率化

事務書類の簡素化、電子情報提供システムの利用の促進等により、業務運営を迅速化・効率化する。

また、現在開発中の農業者年金記録管理システムについて、平成25年度中に開発を終え、平成26年度当初から運用を開始する。

なお、当該システムの開発に当たっては、業務運営の迅速性及び効率性の向上並びに事務手続に係る過誤の防止機能の向上を図るものとする。

3 組織運営の合理化

- (1) 中期計画において、給付事業の対象となる旧制度に基づく受給者の減少並びに融資事業及び農地割賦売渡による貸付金債権の減少、業務受託機関に対する考査指導の拡充・強化等を踏まえ、中期目標の期間中における法人全体の業務量を適切に見積もり、常勤職員の適正な配置等組織運営の合理化に関する具体的な事項を定め、中期目標の期間中に必要な組織の整備及び常勤職員数の削減を実施する。

- (2) 能力・実績主義の活用により、役員の報酬及び職員の給与等にその業績及び勤務成績を一層反映させる。

4 委託業務の効率的・効果的实施

業務受託機関に対する業務委託費については、平成25年度から全体として計画的な削減を図りつつ、以下の観点から見直しを行い、委託業務の効率化・効果的实施に取り組む。

(1) 加入推進活動を活発化させるインセンティブの付与・拡大

① 加入推進活動に係る業務委託費については、第3の3(1)に掲げる目標設定に沿った考え方の下、業務受託機関の加入推進のインセンティブを喚起する観点から、固定的な(一律定額の)配分方法を改め、20歳から39歳までの新規加入者数の実績を反映した配分方法とする。

② 新規加入者割手数料については、20歳から39歳までの者が加入した場合とそれ以外の者が加入した場合とで格差を設定する。

(2) 業務委託費の配分基準の統一化等

業務委託費の積算単価の見直しを行うとともに、農業委員会と農業協同組合でそれぞれ異なる基準を適用している現在の配分方法については統一化を図るなど、配分基準について業務量等を踏まえた見直しを行う。

5 業務運営能力の向上等

職員及び業務受託機関の農業者年金担当者の業務運営能力の向上を図るとともに、業務が適正かつ効率的・効果的に行われるよう、中期計画に定めるところにより研修等を実施する。

6 内部統制の充実・強化等

(1) 役職員の法令遵守、業務の適正な執行等の徹底を図るため、基金における内部統制を体系的に定めた、内部統制の基本方針を制定する。

また、適切に年金業務の点検・評価等を行うためのリスク管理に関する体制(リスク管理委員会)を整備する。

さらに、ガバナンスの強化の一環として透明性の向上を図るため、基金の業務・マネジメントに関し、加入者の代表者や学識経験者等から広く意見を求めている運営評議会について、議事の内容等を公表する。

(2) 業務受託機関における事務処理に対しての考査指導については、委託業務が適正かつ効率的・効果的に行われるよう、対象業務受託機関数を増加させ、平成25年度から毎年度240程度(業務受託機関の約1割)の業務受託機関に対し計画的に実施する。

また、考査指導を実施する業務受託機関の選定に当たっては、業務量や事務処理の状況等を踏まえ、必要性が高い業務受託機関を優先する。

さらに、考査指導により把握した事例や注意すべき課題等については、毎年の研修会等を通じて周知徹底するなど、考査指導の効果の浸透に努め

る。

- (3) 情報セキュリティに配慮した業務運営の情報化・電子化に取り組み、業務運営の効率化と情報セキュリティ対策の向上を図る。

第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 農業者年金事業

- (1) 年金給付業務の適切な執行等

被保険者資格の適正な管理等を行うとともに、支給漏れ等がないよう適切な年金給付を行う。

- (2) 手続の迅速化等

農業者年金の被保険者の資格に関する決定並びに年金給付及び死亡一時金に係る受給権の裁定等の事務を迅速に処理するため、各申出書等ごとに定めている標準処理期間内に処理を行う。また、その処理状況について、毎年度、定期的に公表する。

- (3) 加入申込手続に関する標準処理期間の短縮化

加入申込みや裁定請求等の標準処理期間については、平成26年度からの新たな農業者年金記録管理システムの運用開始に合わせ、加入申込みにあっては30日に、年金裁定請求にあっては60日になるよう見直しを行うとともに、標準処理期間内であっても各申出書等はできるだけ速やかに処理する。

また、引き続き、申出書等の返戻防止にも取り組む。

2 年金資産の安全かつ効率的な運用

- (1) 年金資産の運用については、受給開始時までの運用結果が新規裁定者の年金額に直接反映されるため、安全かつ効率的に行うとともに、基本となる年金資産の構成割合については、諸条件の変化に照らした妥当性の検証を、毎年度、1回以上行う。

- (2) 年金資産の運用に係るガバナンス強化の一環として、透明性の向上を図るため、外部運用を委託する運用受託機関名を公表するとともに、資金運用委員会の委員名簿、設置内規及び議事内容を公表する。

3 制度の普及推進及び情報提供の充実

- (1) 農業者年金制度が、農業者の老後生活の安定と福祉の向上を図るとともに、農業者の確保を目的とする政策年金であるという性質を踏まえ、政策支援の対象となり得る若い農業者の加入の拡大に向けた目標を設定する。

具体的には、20歳から39歳までの基幹的農業従事者のうち農業者年金の被保険者の割合を、現在の13%から平成29年度末までに20%まで拡大する。

(20%は同年齢階層の基幹的農業従事者に占める認定農業者の割合である。)

- (2) 加入推進活動の経済性・有効性を高める観点から、具体的な戦略プランを作成するなどにより、政策年金という性質を踏まえ、20歳から39歳までの認定農業者等に対する働きかけを重点化し、メリハリの効いた効率的・効果的な加入推進活動を実施するとともに、毎年度、その効果を検証する。
- (3) 加入推進活動の実施に当たっては、活動の活発でない地域に対し、市町村及び農業協同組合の担当者や農業委員等に対する研修会等の制度の普及推進活動を重点的に実施すること等により、都道府県間の活動格差の縮小を図る。
- (4) 国民の理解が得られるよう、情報へのアクセスの容易化、分かりやすい説明等に努めるとともに、加入者等に対しては、制度運営の状況等の情報をリーフレット、ホームページ等で定期的・迅速に提供する。

第4 財務内容の改善に関する事項

- 1 旧制度に基づく融資事業及び農地の割賦売渡による貸付金債権の管理・回収を適切に進め、財務の改善に資する。
- 2 毎年の運営費交付金額の必要額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。

第5 その他業務運営に関する重要事項

独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)附則第17条第2項の規定に基づき、基金が長期借入金をするに当たっては、市中金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。

独立行政法人農業者年金基金の第3期中期目標・中期計画（案）

（説明用）

中期目標	中期計画（案）
<p>農業従事者の減少・高齢化などによる生産構造のぜい弱化や経済のグローバル化が進展する中、我が国の農業が今後とも健全に発展していくためには、農業の構造改革を進めていくことが必要である。特に、我が国農業の生産力を維持・向上させるには、担い手への農地の利用集積の加速化とともに、青年新規就農者の増加等による意欲ある担い手の確保が不可欠となっている。若い農業者等の確保は、喫緊の課題である。</p> <p>農業者年金制度は、このような農業の担い手が、他産業とそん色ない生涯所得を展望しながら、意欲を持って農業に取り組むことができるようにするため、引退後の老後生活に安心を持てるよう、農業者に国民年金の上乗せとして農業者年金を措置し、農業者の老後生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、農業者の確保を図ることを目的としたものである。</p> <p>このため、農業者年金の実施主体である独立行政法人農業者年金基金（以下「基金」という。）においては、上記の農業者年金制度の趣旨と目的を踏まえ、国民の期待と信頼に応えるため、被保険者資格の適正な管理、適切な年金給付、年金資産の安全かつ効率的な運用等の農業者年金業務に取り組み、意欲ある若い農業者等の確保に向け、業務受託機関と一体となった制度の普及推進に努め、以下に掲げる中期目標を達成するものとする。</p> <p>第1 中期目標の期間 基金の中期目標の期間は、平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間とする。</p> <p>第2 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1 運営経費の抑制等 （1）業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（人件費を除く。）については、中期目標の期間中に毎年度平均で少なくとも対前年度比で3%の抑制、事業費（業務委託費）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制をすることを目標に、削減する。</p>	<p>農業従事者の減少・高齢化などによる生産構造のぜい弱化や経済のグローバル化が進展する中、我が国農業の生産力を維持・向上させるには、担い手への農地の利用集積の加速化とともに、青年新規就農者の増加等による意欲ある担い手の確保が不可欠であり、若い農業者等の確保は、喫緊の課題となっている。</p> <p>独立行政法人農業者年金基金（以下「基金」という。）は、農業の担い手が、他産業とそん色ない生涯所得を展望しながら、意欲を持って農業に取り組むことができるようにするため、引退後の老後生活に安心を持てるよう、国民年金の上乗せとして農業者年金の給付を行うことにより、農業者の老後生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、農業者の確保に資することを目的としている。</p> <p>基金は、この目的を果たし、国民の期待と信頼に応えるため、被保険者資格の適正な管理、適切な年金給付、年金資産の安全かつ効率的な運用等、農業者年金業務の適正かつ効率的な実施を図るとともに、意欲ある若い農業者等の確保に向け、業務受託機関と一体となった制度の普及推進に取り組み、中期目標を達成することとする。</p> <p>以上を踏まえ、基金は、以下に掲げる内容の中期計画（平成25年度～平成29年度）を確実に遂行する。</p> <p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 業務運営の効率化による経費の抑制等 （1）一般管理費及び事業費の抑制 業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（人件費を除く。）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比で3%の抑制、事業費（業務委託費）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制をすることを目標</p>

人件費（退職手当及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については、政府における総人件費削減の取組を踏まえつつ、適切に対応する。

- (2) 給与水準については、対国家公務員地域・学歴別指数（地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレス指数）が、中期目標期間において、毎年度、100を上回ることがないように措置する。
また、給与水準の適正性について検証し、その検証結果や取組状況についてホームページで公表する。

(3) 契約の適正化の推進

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）を踏まえ、契約については、原則として一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。）によるものとし、一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。また、一者応札・応募となった契約については、一者応札・応募の改善方策が適正か検証する。

また、一般競争入札等に付すことが適当でない認められる場合等の例外的な場合は、次の取組により、随意契約の適正化を推進するものとする。

- ① 基金が策定する「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その改善状況をフォローアップし、毎年公表する。
- ② 監事及び外部有識者により構成する契約監視委員会において、契約の点検及び見直しを行い、その審議概要を公表する。

2 業務運営の効率化

事務書類の簡素化、電子情報提供システムの利用の促進等によ

に、削減する。

このため、加入者等に対するサービスの水準の維持に配慮しつつ、コスト意識の徹底、計画的な物資の調達等を行う。

(2) 人件費の削減等

人件費（退職手当及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については、政府における総人件費削減の取組を踏まえつつ、適切に対応する。

(3) 給与水準の適正化

職員の給与水準の適正化を図るため、国家公務員の給与改定等の状況を踏まえ、給与規程の見直しを行うなど、対国家公務員地域・学歴別指数（地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレス指数）について、中期目標期間において、毎年度、100を上回ることがないように措置する。

また、給与水準の適正性について検証し、その検証結果や取組状況についてホームページで公表する。

(4) 契約の適正化の推進

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施することとし、契約については、原則として一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。）によるものとし、一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。また、一者応札・応募となった契約については、一者応札・応募の改善方策が適正か検証する。

また、一般競争入札等に付すことが適当でない認められる場合等の例外的な場合は、次の取組により、随意契約の適正化を推進するものとする。

- ① 基金が策定する「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その改善状況をフォローアップし、毎年公表する。
- ② 監事及び外部有識者により構成する契約監視委員会において、契約の点検及び見直しを行い、その審議概要を公表する。

2 業務運営の効率化

(1) 事務書類の簡素化

<p>り、業務運営を迅速化・効率化する。</p> <p>また、現在開発中の農業者年金記録管理システムについて、平成25年度中に開発を終え、平成26年度当初から運用を開始する。 なお、当該システムの開発に当たっては、業務運営の迅速性及び効率性の向上並びに事務手続に係る過誤の防止機能の向上を図るものとする。</p>	<p>適正かつ効率的・効果的な審査を確保しつつ、関係者の負担を軽減するため、事務書類の簡素化を図る。</p> <p>(2) 電子情報提供システムの利用促進等 業務受託機関において、被保険者情報や申出書等の処理状況の把握等ができる電子情報提供システムの利用の促進（アクセス件数の増加）等により事務処理の迅速化・効率化を図る。</p> <p>(3) 農業者年金記録管理システムの開発等 現在開発中の農業者年金記録管理システムについて、平成25年度中に開発を終え、平成26年度当初から運用を開始する。また、システムの開発に当たっては、迅速性及び効率性の向上及び事務手続の過誤の防止機能の向上を図るものとする。</p>
<p>3 組織運営の合理化</p> <p>(1) 中期計画において、給付事業の対象となる旧制度に基づく受給者の減少並びに融資事業及び農地割賦売渡による貸付金債権の減少、業務受託機関に対する考査指導の拡充・強化等を踏まえ、中期目標の期間中における法人全体の業務量を適切に見積もり、常勤職員の適正な配置等組織運営の合理化に関する具体的な事項を定め、中期目標の期間中に必要な組織の整備及び常勤職員数の削減を実施する。</p>	<p>3 組織運営の合理化</p> <p>(1) 考査指導の対象とする業務受託機関を増加させることに伴い、考査指導部門の担当職員を1名増員して体制を強化する。また、旧制度の年金給付業務等については受給権者の減少等に伴って業務量の減少が見込まれることから、年金業務部門を合理化して2名の職員を削減し、常勤職員数を、中期目標期初の75人から平成28年度までに74人とする。</p>
<p>(2) 能力・実績主義の活用により、役員の報酬及び職員の給与等にその業績及び勤務成績を一層反映させる。</p> <p>4 委託業務の効率的・効果的实施</p> <p>業務受託機関に対する業務委託費については、平成25年度から全体として計画的な削減を図りつつ、以下の観点から見直しを行い、委託業務の効率化・効果的实施に取り組む。</p> <p>(1) 加入推進活動を活発化させるインセンティブの付与・拡大 ① 加入推進活動に係る業務委託費については、第3の3(1)に掲げる目標設定に沿った考え方の下、業務受託機関の加入推進のインセンティブを喚起する観点から、固定的な（一律定額の）配分方法を改め、20歳から39歳までの新規加入者数</p>	<p>(2) 能力・実績主義の活用 常勤役員の期末特別手当の額については、その者の職務実績を反映させる。 また、職員の昇給区分の決定（5段階）及び勤勉手当（賞与）の額については、人事評価の実施を徹底し、その者の勤務成績に反映させる。</p> <p>4 委託業務の効率的・効果的实施</p> <p>(1) 実績報告書による活動状況の把握 委託業務が効率的・効果的に実施されるよう、業務受託機関からの実績報告書の提出を受け、その活動状況を把握する。</p> <p>(2) 加入推進活動を活発化させるための業務委託費の配分の見直し 市町村段階の業務受託機関に配分する加入推進活動に係る業務委託費については、第2の3(1)に掲げる目標の達成に向け、平成25年度から、固定的な配分方法を見直し、</p>

の実績を反映した配分方法とする。

- ② 新規加入者割手数料については、20歳から39歳までの者が加入した場合とそれ以外の者が加入した場合とで格差を設定する。

(2) 業務委託費の配分基準の統一化等

業務委託費の積算単価の見直しを行うとともに、農業委員会と農業協同組合でそれぞれ異なる基準を適用している現在の配分方法については統一化を図るなど、配分基準について業務量等を踏まえた見直しを行う。

5 業務運営能力の向上等

職員及び業務受託機関の農業者年金担当者の業務運営能力の向上を図るとともに、業務が適正かつ効率的・効果的に行われるよう、中期計画に定めるところにより研修等を実施する。

6 内部統制の充実・強化

- (1) 役職員の法令遵守、業務の適正な執行等の徹底を図るため、

20歳から39歳までの新規加入者の実績を反映した配分方法を導入する。

また、市町村段階の業務受託機関に新規加入者の人数に応じて配分する手数料について、業務受託機関の加入推進のインセンティブが働くよう、平成25年度から、20歳から39歳の農業者が加入した場合と、それ以外の農業者が加入した場合とで格差を設定する。

(3) 業務実態等を踏まえた配分基準の適正化

業務受託機関の業務実態等を踏まえ、平成25年度から、業務委託費の積算単価の見直しを行うとともに、農業委員会と農業協同組合でそれぞれ異なる基準を適用している配分方法について統一化や配分基準の細分化を図るなど、業務受託機関の業務量を踏まえた見直しを行う。

5 業務運営能力の向上等

(1) 農業者年金基金職員

基金職員のうち新任職員については、年金業務全般についての知識の修得を図るため、初任者研修を毎年度4月及び10月の2回実施する。

また、年金資産の運用等の専門的知識を必要とする業務に携わる職員については、当該業務に係る分野に特化した専門研修を実施する。その際、必要に応じて民間等の機関が主催する研修を活用する。

(2) 業務受託機関担当者

業務受託機関担当者については、効率的・効果的な業務の実施及び加入者、受給者等に対するサービスの向上に資するため、次の研修等を実施する。

① 都道府県段階における業務受託機関（農業会議及び農業協同組合中央会）の実務担当者及び新任担当者を対象とする研修等を毎年度当初に実施する。

② 市町村段階における業務受託機関（農業委員会及び農業協同組合）の実務担当者及び新任担当者研修等については、都道府県段階における業務受託機関が、前記①の研修等を終了した後、全ての市町村段階における業務受託機関を対象として実施するよう指導するとともに、必要に応じて、基金から役職員等の派遣を行う。

6 内部統制の充実・強化

- (1) 平成25年度当初に、基金の内部統制を体系的に整備する

基金における内部統制を体系的に定めた、内部統制の基本方針を制定する。

また、適切に年金業務の点検・評価等を行うためのリスク管理に関する体制（リスク管理委員会）を整備する。

さらに、ガバナンスの強化の一環として透明性の向上を図るため、基金の業務・マネジメントに関し、加入者の代表者や学識経験者等から広く意見を求めている運営評議会について、議事の内容等を公表する。

(2) 業務受託機関における事務処理に対しての考査指導については、委託業務が適正かつ効率的・効果的に行われるよう、対象業務受託機関数を増加させ、平成25年度から毎年度240程度（業務受託機関の約1割）の業務受託機関に対し計画的に実施する。

また、考査指導を実施する業務受託機関の選定に当たっては、業務量や事務処理の状況等を踏まえ、必要性が高い業務受託機関を優先する。

さらに、考査指導により把握した事例や注意すべき課題等に

ため、「独立行政法人農業者年金基金の内部統制に関する基本方針」（以下「内部統制基本方針」という。）を策定する。

(2) 理事長は、内部統制基本方針に基づき、経営管理会議において内部統制に関する取組状況を把握し、必要な指示、モニタリングの実施等により、内部統制の充実・強化に取り組む。

(3) 内部統制基本方針に基づき、コンプライアンスの推進、リスクの管理、内部監査について、以下のとおり取り組む。

① コンプライアンスの推進

役職員の法令遵守及び業務の適正な執行等を図るため、外部の有識者を含むコンプライアンス委員会を開催し、違反行為の原因究明及び再発防止等に関する審議を行うとともに、研修の実施等によりコンプライアンスを推進する。また、コンプライアンスに関する措置を講じた場合は、ホームページで公表する。

② リスク管理の徹底

平成25年度中にリスク管理委員会を設置して、リスク管理に関する行動計画やリスク管理マニュアル等を策定し、リスク管理を徹底する。

③ 内部監査の実施

基金の業務が、法令、規程等を遵守し効率的に執行されているか等について、内部監査規程に基づく内部監査を実施する。

(4) 加入者の代表等の意見の反映

加入者の代表、年金に知見を有する学識経験者等で構成する運営評議会を毎年度上半期及び下半期に開催し、新規加入等業務の状況、中期計画・年度計画の策定及び実績、年金資金の運用成績、年金資産の構成割合の検証結果等について広く意見を求め、業務運営に適切に反映させる。また、運営評議会の議事要旨についてホームページで公表する。

(5) 業務受託機関の事務処理の適正化等

業務受託機関における事務処理に対しての考査指導については、委託業務が適正かつ効率的・効果的に行われるよう、以下の取組を実施する。

① 毎年度240程度の業務受託機関に対し考査指導を計画的に実施する。また、考査指導を実施する業務受託機関の選定に当たっては、業務受託機関の業務量、委託費及び事務処理の状況を踏まえ、対象となる業務受託機関を選

については、毎年の研修会等を通じて周知徹底するなど、考査指導の効果の浸透に努める。

- (3) 情報セキュリティに配慮した業務運営の情報化・電子化に取り組み、業務運営の効率化と情報セキュリティ対策の向上を図る。

第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 農業者年金事業

- (1) 年金給付業務の適切な執行等
被保険者資格の適正な管理等を行うとともに、支給漏れ等がないよう適切な年金給付を行う。

- (2) 手続の迅速化等
農業者年金の被保険者の資格に関する決定並びに年金給付及び死亡一時金に係る受給権の裁定等の事務を迅速に処理するため、各申出書等ごとに定めている標準処理期間内に処理を行う。また、その処理状況について、毎年度、定期的に公表する。

- (3) 加入申込手続に関する標準処理期間の短縮化
加入申込みや裁定請求等の標準処理期間については、平成26年度からの新たな農業者年金記録管理システムの運用開始に合

定する。

- (2) 考査指導により把握した事例や注意すべき課題等の考査指導結果について、担当者会議や研修会等を通じて周知徹底するなど、考査指導の効果の浸透を図る。

- (6) 情報セキュリティ対策については、以下の取組を実施する。

① 政府機関統一基準群を含む政府機関における一連の対策を踏まえ、適宜、「独立行政法人農業者年金基金における情報セキュリティの確保に関する規程」の見直し等を行うこととし、情報セキュリティ対策に係るPDCAサイクルを構築するための取組を推進する。

② 農林水産省との緊急時を含めた連絡体制を整備し、情報セキュリティ上の課題について農林水産省との情報交換を積極的に行う。

特に、事故・障害等が発生した場合は、速やかに農林水産省の情報セキュリティ責任者に連絡して適切な対策を実施する。

第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 農業者年金事業

農業者年金事業の適切な実施を図るとともに、加入者に対するサービス向上の観点から以下の取組を実施する。

- (1) 被保険者資格の適正な管理
適切な年金給付を行うため、農業者年金被保険者資格記録を国民年金の被保険者記録と整合させ、必要な申出書等の提出を遅滞なく行うよう働きかける。

- (2) 年金裁定請求の勧奨
年金の受給漏れ防止のため、農業者年金の受給権が発生する者等に対し、文書による裁定請求の勧奨等を行い、必要な裁定請求書の提出を遅滞なく行うよう働きかける。

- (3) 申出書等の迅速な処理
① 提出された申出書等については、迅速に処理を行い、その97%以上を標準処理期間内に処理することとし、その結果について、毎年度9月及び3月の2回公表する。

- ② 申出書等の標準処理期間については、平成26年度当初の農業者年金記録管理システムの運用開始に合わせ、加入申込みにあつては30日に、年金裁定請求にあつては60

わせ、加入申込みにあつては30日に、年金裁定請求にあつては60日になるよう見直しを行うとともに、標準処理期間内であっても各申出書等はできるだけ速やかに処理する。

また、引き続き、申出書等の返戻防止にも取り組む。

日とする見直しを行うとともに、標準処理期間内であっても各申出書等はできるだけ迅速な処理を行う。

③ 返戻防止の取組についても引き続き適切に実施し、常に利用者の立場に立ったサービスの向上を図る。

(参考：標準処理期間)

平成25年度

・加入申出書 60日以内

・年金裁定請求書 90日以内

平成26年度以降（新システム運用開始後）

・加入申出書 30日以内

・年金裁定請求書 60日以内

2 年金資産の安全かつ効率的な運用

(1) 年金資産の運用については、受給開始時までの運用結果が新規裁定者の年金額に直接反映されるため、安全かつ効率的に行うとともに、基本となる年金資産の構成割合については、諸条件の変化に照らした妥当性の検証を、毎年度、1回以上行う。

(2) 年金資産の運用に係るガバナンス強化の一環として、透明性の向上を図るため、外部運用を委託する運用受託機関名を公表するとともに、資金運用委員会の委員名簿、設置内規及び議事内容を公表する。

3 制度の普及推進及び情報提供の充実

(1) 農業者年金制度が、農業者の老後生活の安定と福祉の向上を図るとともに、農業者の確保を目的とする政策年金であるという性質を踏まえ、政策支援の対象となり得る若い農業者の加入の拡大に向けた目標を設定する。

具体的には、20歳から39歳までの基幹的農業従事者のうち農業者年金の被保険者の割合を、現在の13%から平成29年度末までに20%まで拡大する。(20%は同年齢階層の基幹的農業従事

2 年金資産の安全かつ効率的な運用

(1) 年金資産の管理・運用については、法令の規定により定める年金給付等準備金運用の基本方針に基づき安全かつ効率的に行う。

(2) 外部の有識者等で構成された資金運用委員会において、運用状況及び運用結果の評価・分析等を行う。

(3) 年金資産の構成割合については、毎年度、資金運用委員会において検証を行うとともに、必要に応じて見直しを行う。

(4) 年金資産の構成割合、運用成績等については、四半期ごとにホームページで情報を公開するとともに、加入者に対して、毎年6月末日までにその前年度末現在で評価した個々の加入者に係る運用結果を通知する。

(5) 年金資産の運用に係るガバナンス強化の一環として、透明性の向上を図るため、平成25年度から外部運用を委託する運用受託機関名を公表するとともに、資金運用委員会の委員名簿、設置内規及び議事内容を公開する。

3 制度の普及推進及び情報提供の充実

(1) 加入推進目標の設定

農業者年金制度が、農業者の老後生活の安定と福祉の向上を図るとともに、農業者の確保に資することを目的とする政策年金であることを踏まえ、20歳から39歳までの基幹的農業従事者に占める農業者年金の被保険者の割合を、中期目標期間中に現在の13%から20%に拡大することを加入推進の目標とする。

者に占める認定農業者の割合である。)

- (2) 加入推進活動の経済性・有効性を高める観点から、具体的な戦略プランを作成するなどにより、政策年金という性質を踏まえ、20歳から39歳までの認定農業者等に対する働きかけを重点化し、メリハリの効いた効率的・効果的な加入推進活動を実施するとともに、毎年度、その効果を検証する。
- (3) 加入推進活動の実施に当たっては、活動の活発でない地域に対し、市町村及び農業協同組合の担当者や農業委員等に対する研修会等の制度の普及推進活動を重点的に実施すること等により、都道府県間の活動格差の縮小を図る。
- (4) 国民の理解が得られるよう、情報へのアクセスの容易化、分かりやすい説明等に努めるとともに、加入者等に対しては、制度運営の状況等の情報をリーフレット、ホームページ等で定期的・迅速に提供する。

第4 財務内容の改善に関する事項

加入推進の目標を着実に達成するため、毎年度、目標の達成状況を検証した上で、目標達成に向けて増加すべきポイント(%)を年度計画に明記し加入推進に取り組む。

なお、基幹的農業従事者数については、2015年農林業センサスによる数値が明らかとなった場合には、当該センサスの数値を用いることとする。

- (2) 加入推進取組方針に基づく加入推進活動の実施
- ① 上記(1)の目標達成に向け、業務受託機関が加入推進に取り組むに当たっての方針を策定し、政策支援への加入を始め、20歳から39歳までの認定農業者等に重点的に加入を勧めることを明確化する。
 - ② 都道府県段階の業務受託機関においては、新規就農者等が参加する会合において、政策支援等の制度の説明を行い、適切な働きかけを行う。
 - ③ これらの取組について、毎年度、効果的な加入推進を図る観点から新規加入者に係る営農類型等の基礎データの収集・分析を行い、その効果を検証する。
- (3) 加入推進活動のリーダーの育成及び制度内容の理解の増進
- 地域における加入推進活動のリーダーとなる農業委員や女性農業委員、農業委員会事務局及び農業協同組合の担当者等を対象とする研修会を開催し、政策支援等の制度の内容について理解の増進等を図る。
- (4) 特別重点都道府県における特別活動の実施
- 都道府県間の加入推進活動の格差縮小に向け、前年度の加入推進目標の達成状況が一定水準以下の都道府県を特別重点都道府県として指定し、当該都道府県の特別重点市町村等において、巡回意見交換会等の特別活動を実施するとともに、その効果について検証する。
- (5) ホームページ等による情報の提供
- ① 農業者の方々に制度の仕組み・特質を周知するため、農業者や業務受託機関等の関係者の意見等を踏まえ、普及推進のためのリーフレット等を見直し、新規加入の状況等必要とされる情報をホームページ等で分かりやすく発信する。
 - ② 業務受託機関には、加入推進のためのリーフレットや加入推進活動の優良事例、制度のポイントをまとめた資料等をホームページ等を活用して提供する。

第3 財務内容の改善に関する事項

1 旧制度に基づく融資事業及び農地の割賦売渡による貸付金債権の管理・回収を適切に進め、財務の改善に資する。

2 毎年の運営費交付金額の必要額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。

第5 その他業務運営に関する重要事項

独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第17条第2項の規定に基づき、基金が長期借入金をするに当たっては、市中金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。

1 旧制度に基づく融資事業及び農地の割賦売渡による貸付金債権については、業務受託機関との密接な連携、現地調査等により債務者に関する情報を把握し、すべての貸付金債権について、毎年度、債権分類の見直しを行う等により、適切な管理・回収を行う。

また、毎年度、農地等担保物件の評価の見直しを行う。

2 毎年度の運営費交付金額の必要額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、運営費交付金算定ルールに基づき厳格に行う。

第4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画別紙

第5 短期借入金の限度額

1 4億円

（想定される理由）

運営費交付金の受入れの遅延。

2 2,099億円

（想定される理由）

独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第17条第2項の規定に基づく長期借入金の一時的な調達困難及び農業者年金給付費等負担金の受入れの遅延。

第6 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）

（1）方針

農業者年金事業や年金資産の運用に関する研修等により専門的知識を有する人材の育成を図るとともに、基金全体の業務量を適切に見積もり、業務量に応じた適正な人員配置を行う。

（2）人員に関する指標

期末の常勤職員数を期初の98.7%とする。

（参考1）

期初の常勤職員数 75人

期末の常勤職員数の見込み 74人

（参考2）

中期目標期間中の人件費総額見込み3,148百万円

2 積立金の処分に関する事項

前期中期目標期間繰越積立金のうち、前期中期目標期間から繰り越した現預金及び前期中期目標期間から繰り越した貸付金等債権が当期に償還されたことによる現預金を次の経費に充当する。

- (1) 旧年金給付費
- (2) 旧年金給付のための借入金にかかる経費（利子及び事務費を含む）
- (3) 旧年金給付のための農業者年金記録管理システムの開発にかかる経費



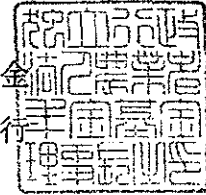
24独農年企第86号

平成25年3月1日

厚生労働大臣 田村 憲久 殿

独立行政法人農業者年金基金

理事長 中園 良行



独立行政法人農業者年金基金の中期目標を達成するための計画
(中期計画)の認可について(申請)

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第30条第1項の規定に基づき、別添のとおり独立行政法人農業者年金基金の中期目標を達成するための計画(中期計画)を作成したので、認可を申請致します。

独立行政法人農業者年金基金中期計画（案）

農業従事者の減少・高齢化などによる生産構造のぜい弱化や経済のグローバル化が進展する中、我が国農業の生産力を維持・向上させるには、担い手への農地の利用集積の加速化とともに、青年新規就農者の増加等による意欲ある担い手の確保が不可欠であり、若い農業者等の確保は、喫緊の課題となっている。

独立行政法人農業者年金基金（以下「基金」という。）は、農業の担い手が、他産業とそん色ない生涯所得を展望しながら、意欲を持って農業に取り組むことができるようにするため、引退後の老後生活に安心を持てるよう、国民年金の上乗せとして農業者年金の給付を行うことにより、農業者の老後生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、農業者の確保に資することを目的としている。

基金は、この目的を果たし、国民の期待と信頼に応えるため、被保険者資格の適正な管理、適切な年金給付、年金資産の安全かつ効率的な運用等、農業者年金業務の適正かつ効率的な実施を図るとともに、意欲ある若い農業者等の確保に向け、業務受託機関と一体となった制度の普及推進に取り組み、中期目標を達成することとする。

以上を踏まえ、基金は、以下に掲げる内容の中期計画（平成25年度～平成29年度）を確実に遂行する。

第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 業務運営の効率化による経費の抑制等

(1) 一般管理費及び事業費の抑制

業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（人件費を除く。）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比で3%の抑制、事業費（業務委託費）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制をすることを目標に、削減する。

このため、加入者等に対するサービスの水準の維持に配慮しつつ、コスト意識の徹底、計画的な物資の調達等を行う。

(2) 人件費の削減等

人件費（退職手当及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については、政府における総人件費削減の取組を踏まえつつ、適切に対応する。

(3) 給与水準の適正化

職員の給与水準の適正化を図るため、国家公務員の給与改定等の状況を踏まえ、給与規程の見直しを行うなど、対国家公務員地域・学歴別指数（地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレス指数）について、中期目標期間において、毎年度、100を上回ることがないように措置する。

また、給与水準の適正性について検証し、その検証結果や取組状況についてホームページで公表する。

(4) 契約の適正化の推進

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施することとし、契約については、原則として一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。）によるものとし、一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。また、一者応札・応募となった契約については、一者応札・応募の改善方策が適正か検証する。

また、一般競争入札等に付すことが適当でないと認められる場合等の例外的な場合は、次の取組により、随意契約の適正化を推進するものとする。

- ① 基金が策定する「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その改善状況をフォローアップし、毎年公表する。
- ② 監事及び外部有識者により構成する契約監視委員会において、契約の点検及び見直しを行い、その審議概要を公表する。

2 業務運営の効率化

(1) 事務書類の簡素化

適正かつ効率的・効果的な審査を確保しつつ、関係者の負担を軽減するため、事務書類の簡素化を図る。

(2) 電子情報提供システムの利用促進等

業務受託機関において、被保険者情報や申出書等の処理状況の把握等ができる電子情報提供システムの利用の促進（アクセス件数の増加）等により事務処理の迅速化・効率化を図る。

(3) 農業者年金記録管理システムの開発等

現在開発中の農業者年金記録管理システムについて、平成25年度中に開発を終え、平成26年度当初から運用を開始する。また、システムの開発に当たっては、迅速性及び効率性の向上及び事務手続の過誤の防止機能の向上を図るものとする。

3 組織運営の合理化

- (1) 考査指導の対象とする業務受託機関を増加させることに伴い、考査指導部門の担当職員を1名増員して体制を強化する。また、旧制度の年金給付業務等については受給権者の減少等に伴って業務量の減少が見込まれることから、年金業務部門を合理化して2名の職員を削減し、常勤職員数を、中期目標期初の75人から平成28年度までに74人とする。

(2) 能力・実績主義の活用

常勤役員の期末特別手当の額については、その者の職務実績を反映させる。

また、職員の昇給区分の決定（5段階）及び勤勉手当（賞与）の額については、人事評価の実施を徹底し、その者の勤務成績に反映させる。

4 委託業務の効率的・効果的实施

(1) 実績報告書による活動状況の把握

委託業務が効率的・効果的に実施されるよう、業務受託機関からの実績報告書の提出を受け、その活動状況を把握する。

(2) 加入推進活動を活発化させるための業務委託費の配分の見直し

市町村段階の業務受託機関に配分する加入推進活動に係る業務委託費については、第2の3(1)に掲げる目標の達成に向け、平成25年度から、固定的な配分方法を見直し、20歳から39歳までの新規加入者の実績を反映した配分方法を導入する。

また、市町村段階の業務受託機関に新規加入者の人数に応じて配分する手数料について、業務受託機関の加入推進のインセンティブが働くよう、平成25年度から、20歳から39歳の農業者が加入した場合と、それ以外の農業者が加入した場合とで格差を設定する。

(3) 業務実態等を踏まえた配分基準の適正化

業務受託機関の業務実態等を踏まえ、平成25年度から、業務委託費の積算単価の見直しを行うとともに、農業委員会と農業協同組合でそれぞれ異なる基準を適用している配分方法について統一化や配分基準の細分化を図るなど、業務受託機関の業務量を踏まえた見直しを行う。

5 業務運営能力の向上等

(1) 農業者年金基金職員

基金職員のうち新任職員については、年金業務全般についての知識の修得を図るため、初任者研修を毎年度4月及び10月の2回実施する。

また、年金資産の運用等の専門的知識を必要とする業務に携わる職員については、当該業務に係る分野に特化した専門研修を実施する。その際、必要に応じて民間等の機関が主催する研修を活用する。

(2) 業務受託機関担当者

業務受託機関担当者については、効率的・効果的な業務の実施及び加入者、受給者等に対するサービスの向上に資するため、次の研修等を実施する。

① 都道府県段階における業務受託機関（農業会議及び農業協同組合中央会）の実務担当者及び新任担当者を対象とする研修等を毎年度当初に実施する。

② 市町村段階における業務受託機関（農業委員会及び農業協同組合）の実務担当者及び新任担当者研修等については、都道府県段階における業務受託機関が、前記①の研修等を終了した後、全ての市町村段階における業務受託機関を対象として実施するよう指導するとともに、必要に応じて、基金から役職員等の派遣を行う。

6 内部統制の充実・強化

(1) 平成25年度当初に、基金の内部統制を体系的に整備するため、「独立行政法人農業者年金基金の内部統制に関する基本方針」（以下「内部統制基本方針」という。）を策定する。

(2) 理事長は、内部統制基本方針に基づき、経営管理会議において内部統制に関する取組状況を把握し、必要な指示、モニタリングの実施等により、内部統制の充実・強化に取り組む。

(3) 内部統制基本方針に基づき、コンプライアンスの推進、リスクの管理、内部監査について、以下のとおり取り組む。

① コンプライアンスの推進

役職員の法令遵守及び業務の適正な執行等を図るため、外部の有識者を含むコンプライアンス委員会を開催し、違反行為の原因究明及び再発防止等に関する審議を

行うとともに、研修の実施等によりコンプライアンスを推進する。また、コンプライアンスに関する措置を講じた場合は、ホームページで公表する。

② リスク管理の徹底

平成25年度中にリスク管理委員会を設置して、リスク管理に関する行動計画やリスク管理マニュアル等を策定し、リスク管理を徹底する。

③ 内部監査の実施

基金の業務が、法令、規程等を遵守し効率的に執行されているか等について、内部監査規程に基づく内部監査を実施する。

(4) 加入者の代表等の意見の反映

加入者の代表、年金に知見を有する学識経験者等で構成する運営評議会を毎年度上半期及び下半期に開催し、新規加入等業務の状況、中期計画・年度計画の策定及び実績、年金資金の運用成績、年金資産の構成割合の検証結果等について広く意見を求め、業務運営に適切に反映させる。また、運営評議会の議事要旨についてホームページで公表する。

(5) 業務受託機関の事務処理の適正化等

業務受託機関における事務処理に対しての考査指導については、委託業務が適正かつ効率的・効果的に行われるよう、以下の取組を実施する。

① 毎年度240程度の業務受託機関に対し考査指導を計画的に実施する。また、考査指導を実施する業務受託機関の選定に当たっては、業務受託機関の業務量、委託費及び事務処理の状況を踏まえ、対象となる業務受託機関を選定する。

② 考査指導により把握した事例や注意すべき課題等の考査指導結果について、担当者会議や研修会等を通じて周知徹底するなど、考査指導の効果の浸透を図る。

(6) 情報セキュリティ対策については、以下の取組を実施する。

① 政府機関統一基準群を含む政府機関における一連の対策を踏まえ、適宜、「独立行政法人農業者年金基金における情報セキュリティの確保に関する規程」の見直し等を行うこととし、情報セキュリティ対策に係るPDCAサイクルを構築するための取組を推進する。

② 農林水産省との緊急時を含めた連絡体制を整備し、情報セキュリティ上の課題について農林水産省との情報交換を積極的に行う。

特に、事故・障害等が発生した場合は、速やかに農林水産省の情報セキュリティ責任者に連絡して適切な対策を実施する。

第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 農業者年金事業

農業者年金事業の適切な実施を図るとともに、加入者に対するサービス向上の観点から以下の取組を実施する。

(1) 被保険者資格の適正な管理

適切な年金給付を行うため、農業者年金被保険者資格記録を国民年金の被保険者記録と整合させ、必要な申出書等の提出を遅滞なく行うよう働きかける。

(2) 年金裁定請求の勧奨

年金の受給漏れ防止のため、農業者年金の受給権が発生する者等に対し、文書による裁定請求の勧奨等を行い、必要な裁定請求書の提出を遅滞なく行うよう働きかける。

(3) 申出書等の迅速な処理

- ① 提出された申出書等については、迅速に処理を行い、その97%以上を標準処理期間内に処理することとし、その結果について、毎年度9月及び3月の2回公表する。
- ② 申出書等の標準処理期間については、平成26年度当初の農業者年金記録管理システムの運用開始に合わせ、加入申込みにあつては30日に、年金裁定請求にあつては60日とする見直しを行うとともに、標準処理期間内であっても各申出書等はできるだけ迅速な処理を行う。
- ③ 返戻防止の取組についても引き続き適切に実施し、常に利用者の立場に立ったサービスの向上を図る。

(参考：標準処理期間)

平成25年度

- ・加入申出書 60日以内
- ・年金裁定請求書 90日以内

平成26年度以降（新システム運用開始後）

- ・加入申出書 30日以内
- ・年金裁定請求書 60日以内

2 年金資産の安全かつ効率的な運用

- (1) 年金資産の管理・運用については、法令の規定により定める年金給付等準備金運用の基本方針に基づき安全かつ効率的に行う。
- (2) 外部の有識者等で構成された資金運用委員会において、運用状況及び運用結果の評価・分析等を行う。
- (3) 年金資産の構成割合については、毎年度、資金運用委員会において検証を行うとともに、必要に応じて見直しを行う。
- (4) 年金資産の構成割合、運用成績等については、四半期ごとにホームページで情報を公開するとともに、加入者に対して、毎年6月末日までにその前年度末現在で評価した個々の加入者に係る運用結果を通知する。
- (5) 年金資産の運用に係るガバナンス強化の一環として、透明性の向上を図るため、平成25年度から外部運用を委託する運用受託機関名を公表するとともに、資金運用委員会の委員名簿、設置内規及び議事内容を公開する。

3 制度の普及推進及び情報提供の充実

(1) 加入推進目標の設定

農業者年金制度が、農業者の老後生活の安定と福祉の向上を図るとともに、農業者の確保に資することを目的とする政策年金であることを踏まえ、20歳から39歳までの基幹的農業従事者に占める農業者年金の被保険者の割合を、中期目標期間中に現在の13%から20%に拡大することを加入推進の目標とする。

加入推進の目標を着実に達成するため、毎年度、目標の達成状況を検証した上で、

目標達成に向けて増加すべきポイント(%)を年度計画に明記し加入推進に取り組む。

なお、基幹的農業従事者数については、2015年農林業センサスによる数値が明らかとなった場合には、当該センサスの数値を用いることとする。

(2) 加入推進取組方針に基づく加入推進活動の実施

① 上記(1)の目標達成に向け、業務受託機関が加入推進に取り組むに当たっての方針を策定し、政策支援への加入を始め、20歳から39歳までの認定農業者等に重点的に加入を勧めることを明確化する。

② 都道府県段階の業務受託機関においては、新規就農者等が参加する会合において、政策支援等の制度の説明を行い、適切な働きかけを行う。

③ これらの取組について、毎年度、効果的な加入推進を図る観点から新規加入者に係る営農類型等の基礎データの収集・分析を行い、その効果を検証する。

(3) 加入推進活動のリーダーの育成及び制度内容の理解の増進

地域における加入推進活動のリーダーとなる農業委員や女性農業委員、農業委員会事務局及び農業協同組合の担当者等を対象とする研修会を開催し、政策支援等の制度の内容について理解の増進等を図る。

(4) 特別重点都道府県における特別活動の実施

都道府県間の加入推進活動の格差縮小に向け、前年度の加入推進目標の達成状況が一定水準以下の都道府県を特別重点都道府県として指定し、当該都道府県の特別重点市町村等において、巡回意見交換会等の特別活動を実施するとともに、その効果について検証する。

(5) ホームページ等による情報の提供

① 農業者の方々に制度の仕組み・特質を周知するため、農業者や業務受託機関等の関係者の意見等を踏まえ、普及推進のためのリーフレット等を見直し、新規加入の状況等必要とされる情報をホームページ等で分かりやすく発信する。

② 業務受託機関には、加入推進のためのリーフレットや加入推進活動の優良事例、制度のポイントをまとめた資料等をホームページ等を活用して提供する。

第3 財務内容の改善に関する事項

1 旧制度に基づく融資事業及び農地の割賦売渡による貸付金債権については、業務受託機関との密接な連携、現地調査等により債務者に関する情報を把握し、すべての貸付金債権について、毎年度、債権分類の見直しを行う等により、適切な管理・回収を行う。

また、毎年度、農地等担保物件の評価の見直しを行う。

2 毎年度の運営費交付金額の必要額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、運営費交付金算定ルールに基づき厳格に行う。

第4 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画 別紙

第5 短期借入金の限度額

1 4億円

(想定される理由)

運営費交付金の受入れの遅延。

2 2,099億円

(想定される理由)

独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第17条第2項の規定に基づく長期借入金の一時的な調達困難及び農業者年金給付費等負担金の受入れの遅延。

第6 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）

(1) 方針

農業者年金事業や年金資産の運用に関する研修等により専門的知識を有する人材の育成を図るとともに、基金全体の業務量を適切に見積もり、業務量に応じた適正な人員配置を行う。

(2) 人員に関する指標

期末の常勤職員数を期初の98.7%とする。

(参考1)

期初の常勤職員数 75人

期末の常勤職員数の見込み 74人

(参考2)

中期目標期間中の人件費総額見込み3,148百万円

2 積立金の処分に関する事項

前期中期目標期間繰越積立金のうち、前期中期目標期間から繰り越した現預金及び前期中期目標期間から繰り越した貸付金等債権が当期に償還されたことによる現預金を次の経費に充当する。

(1) 旧年金給付費

(2) 旧年金給付のための借入金にかかる経費（利子及び事務費を含む）

(3) 旧年金給付のための農業者年金記録管理システムの開発にかかる経費

別 紙

第4 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画

※百万円未満を四捨五入しているため、合計とは端数において合致しないものがある。

平成25年度～平成29年度予算

総 括
(単位：百万円)

区 別	金 額
収入	
運営費交付金	16,304
国庫補助金	6,753
国庫負担金	602,634
借入金	393,774
保険料収入	75,984
運用収入	8,001
貸付金利息	63
農地売渡代金等収入	505
諸収入	15
計	1,104,033
支出	
業務経費	611,160
うち 農業者年金事業給付費	18,040
旧年金等給付費	582,321
還付金	1,283
長期借入関係経費	162
その他の業務経費	9,355
借入償還金	414,300
一般管理費	3,273
人件費	3,823
計	1,032,556

[人件費の見積り]

期間中総額3,148百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用であり、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分は含んでいない。

[運営費交付金の算定ルール]

- 1 平成25年度は、次の算定ルールを用いる。

$$\text{運営費交付金額} = (\text{一般管理費} \times \alpha + \text{その他の業務経費} \times \beta) \times \gamma \\ + \text{人件費} - \text{諸収入} \pm \delta$$

α : 効率化係数A (97.00%)

β : 効率化係数B (業務の見直しを踏まえたもの)

γ : 消費者物価指数 (平成23年度全国平均) (0.999%)

δ : 平成25年度の業務の状況に応じて増減する経費

人件費 = 基本給等 + 退職手当 + 児童手当拠出金 + 健康保険料負担金

+ 厚生年金保険料負担金 + 共済組合負担金 + 労働保険料負担金

基本給等 = 前年度の (基本給 + 諸手当 + 超過勤務手当) - (基本給等の見直しを踏まえたもの)

- 2 平成26年度以降については、次の算定ルールを用いる。

$$\text{運営費交付金額} = (\text{一般管理費} \times \alpha + \text{その他の業務経費} \times \beta) \times \gamma \\ + \text{人件費} - \text{諸収入} \pm \delta$$

α : 効率化係数A

β : 効率化係数B

γ : 消費者物価指数

δ : 各年度の業務の状況に応じて増減する経費

人件費 = 基本給等 + 退職手当 + 児童手当拠出金 + 健康保険料負担金

+ 厚生年金保険料負担金 + 共済組合負担金 + 労働保険料負担金

基本給等 = 前年度の (基本給 + 諸手当 + 超過勤務手当) \times (1 + 給与改定率)

(注) 1 運営費交付金額には、中期期間中の常勤職員数の効率化減員分を反映させる。

2 消費者物価指数及び給与改定率については、運営状況等を勘案した伸び率とする。ただし、運営状況等によっては、措置を行わないことも排除されない。

[注記] 前提条件

1 期間中の効率化係数Aを対前年度比97.00%と推定。

2 期間中の効率化係数Bを対前年度比99.00%と推定。

3 給与改定率及び消費者物価指数の伸び率については、ともに0%と推定。

[借入金]

借入金は、独立行政法人農業者年金基金法附則第17条第1項及び第2項により、旧給付に要する費用に係る国庫負担の平準化を図るため、農林水産大臣の要請に基づき行うものであり、独立行政法人農業者年金基金法附則第17条第4項により、借入金に係る債務の償還及び当該債務に係る利子の支払いに要する費用は、国庫が負担することとなっている。

なお、農業者年金基金より承継された借入金についても、独立行政法人農業者年金基金法附則第5条により国庫が負担することとなっている。

区 別	金 額
収入	
運営費交付金	2, 5 2 2
国庫補助金	6, 7 5 3
運用収入	7 4 0
特例付加年金被保険者経理より受入 諸収入	4, 1 5 2 3
計	1 4, 1 7 0
支出	
業務経費	6, 0 0 6
うち 農業者年金事業給付費	6 2 3
特例付加年金受給権者経理へ繰入	4, 1 5 2
その他の業務経費	1, 2 3 1
一般管理費	6 2 8
人件費	6 6 6
計	7, 3 0 0

[人件費の見積り]

期間中総額549百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用であり、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分は含んでいない。

[運営費交付金の算定ルール]

- 1 平成25年度は、次の算定ルールを用いる。

$$\text{運営費交付金額} = (\text{一般管理費} \times \alpha + \text{その他の業務経費} \times \beta) \times \gamma \\ + \text{人件費} - \text{諸収入} \pm \delta$$

α : 効率化係数A (97.00%)

β : 効率化係数B (業務の見直しを踏まえたもの)

γ : 消費者物価指数 (平成23年度全国平均) (0.999%)

δ : 平成25年度の業務の状況に応じて増減する経費

$$\text{人件費} = \text{基本給等} + \text{退職手当} + \text{児童手当拠出金} + \text{健康保険料負担金}$$

＋厚生年金保険料負担金＋共済組合負担金＋労働保険料負担金
基本給等＝前年度の（基本給＋諸手当＋超過勤務手当）－（基本給等の
見直しを踏まえたもの）

2 平成26年度以降については、次の算定ルールを用いる。

運営費交付金額＝（一般管理費× α ＋その他の業務経費× β ）× γ
＋人件費－諸収入± δ

α ：効率化係数A

β ：効率化係数B

γ ：消費者物価指数

δ ：各年度の業務の状況に応じて増減する経費

人件費＝基本給等＋退職手当＋児童手当拠出金＋健康保険料負担金

＋厚生年金保険料負担金＋共済組合負担金＋労働保険料負担金
基本給等＝前年度の（基本給＋諸手当＋超過勤務手当）×（1＋給与改
定率）

(注) 1 運営費交付金額には、中期期間中の常勤職員数の効率化減員分を反
映させる。

2 消費者物価指数及び給与改定率については、運営状況等を勘案した
伸び率とする。ただし、運営状況等によっては、措置を行わないこと
も排除されない。

[注記] 前提条件

1 期間中の効率化係数Aを対前年度比97.00%と推定。

2 期間中の効率化係数Bを対前年度比99.00%と推定。

3 給与改定率及び消費者物価指数の伸び率については、ともに0%と推定。

[収入支出予算の弾力条項]

農業者年金事業給付費又は特例付加年金受給権者経理へ繰入の支出予算に
不足を生じたときは、当該不足額を限度として農業者年金事業給付費又は特
例付加年金受給権者経理へ繰入の支出予算の額を増額することができる。

区 別	金 額
収入	
運営費交付金	6, 253
保険料収入	75, 984
運用収入	7, 261
農業者老齢年金被保険者経理より 受入	67, 957
諸収入	6
計	157, 462
支出	
業務経費	89, 895
うち 農業者年金事業給付費	17, 417
還付金	1, 223
農業者老齢年金受給権者経理 へ繰入	67, 957
その他の業務経費	3, 298
一般管理費	1, 331
人件費	1, 630
計	92, 856

[人件費の見積り]

期間中総額1, 343百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用であり、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分は含んでいない。

[運営費交付金の算定ルール]

- 1 平成25年度は、次の算定ルールを用いる。

$$\text{運営費交付金額} = (\text{一般管理費} \times \alpha + \text{その他の業務経費} \times \beta) \times \gamma \\ + \text{人件費} - \text{諸収入} \pm \delta$$

α : 効率化係数A (97.00%)

β : 効率化係数B (業務の見直しを踏まえたもの)

γ : 消費者物価指数 (平成23年度全国平均) (0.999%)

δ : 平成25年度の業務の状況に応じて増減する経費

人件費 = 基本給等 + 退職手当 + 児童手当拠出金 + 健康保険料負担金
+ 厚生年金保険料負担金 + 共済組合負担金 + 労働保険料負担金
基本給等 = 前年度の (基本給 + 諸手当 + 超過勤務手当) - (基本給等の
見直しを踏まえたもの)

2 平成26年度以降については、次の算定ルールを用いる。

運営費交付金額 = (一般管理費 $\times \alpha$ + その他の業務経費 $\times \beta$) $\times \gamma$
+ 人件費 - 諸収入 $\pm \delta$

α : 効率化係数A

β : 効率化係数B

γ : 消費者物価指数

δ : 各年度の業務の状況に応じて増減する経費

人件費 = 基本給等 + 退職手当 + 児童手当拠出金 + 健康保険料負担金
+ 厚生年金保険料負担金 + 共済組合負担金 + 労働保険料負担金
基本給等 = 前年度の (基本給 + 諸手当 + 超過勤務手当) \times (1 + 給与改
定率)

(注) 1 運営費交付金額には、中期期間中の常勤職員数の効率化減員分を反映させる。

2 消費者物価指数及び給与改定率については、運営状況等を勘案した伸び率とする。ただし、運営状況等によっては、措置を行わないことも排除されない。

[注記] 前提条件

1 期間中の効率化係数Aを対前年度比97.00%と推定。

2 期間中の効率化係数Bを対前年度比99.00%と推定。

3 給与改定率及び消費者物価指数の伸び率については、ともに0%と推定。

[収入支出予算の弾力条項]

1 農業者年金事業給付費又は農業者老齢年金受給権者経理へ繰入の支出予算に不足を生じたときは、当該不足額を限度として農業者年金事業給付費又は農業者老齢年金受給権者経理へ繰入の支出予算の額を増額することができる。

2 保険料収入の過誤納の還付が支出予算に比して増加するときは、その増加する金額を限度として保険料還付金の支出予算の額を増額することができる。

区 別	金 額
収入	
運営費交付金	7, 252
国庫負担金	602, 634
借入金	393, 774
貸付金利息	63
農地売買貸借等勘定より償還金	505
旧年金経理より受入	132
諸収入	5
計	1, 004, 365
支出	
業務経費	587, 457
うち 旧年金等給付費	582, 321
還付金	60
長期借入関係経費	162
旧年金業務経理へ繰入	132
その他の業務経費	4, 781
借入償還金	414, 300
一般管理費	1, 224
人件費	1, 384
計	1, 004, 365

[人件費の見積り]

期間中総額1, 139百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用であり、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分は含んでいない。

[運営費交付金の算定ルール]

- 1 平成25年度は、次の算定ルールを用いる。

$$\text{運営費交付金額} = (\text{一般管理費} \times \alpha + \text{その他の業務経費} \times \beta) \times \gamma \\ + \text{人件費} - \text{諸収入} \pm \delta$$

α : 効率化係数A (97.00%)

β : 効率化係数B (業務の見直しを踏まえたもの)

γ : 消費者物価指数 (平成23年度全国平均) (0.999%)

δ : 平成25年度の業務の状況に応じて増減する経費

人件費 = 基本給等 + 退職手当 + 児童手当拠出金 + 健康保険料負担金
+ 厚生年金保険料負担金 + 共済組合負担金 + 労働保険料負担金
基本給等 = 前年度の (基本給 + 諸手当 + 超過勤務手当) - (基本給等の
見直しを踏まえたもの)

2 平成26年度以降については、次の算定ルールを用いる。

運営費交付金額 = (一般管理費 $\times \alpha$ + その他の業務経費 $\times \beta$) $\times \gamma$
+ 人件費 - 諸収入 $\pm \delta$

α : 効率化係数A

β : 効率化係数B

γ : 消費者物価指数

δ : 各年度の業務の状況に応じて増減する経費

人件費 = 基本給等 + 退職手当 + 児童手当拠出金 + 健康保険料負担金
+ 厚生年金保険料負担金 + 共済組合負担金 + 労働保険料負担金
基本給等 = 前年度の (基本給 + 諸手当 + 超過勤務手当) \times (1 + 給与改
定率)

(注) 1 運営費交付金額には、中期期間中の常勤職員数の効率化減員分を反映させる。

2 消費者物価指数及び給与改定率については、運営状況等を勘案した伸び率とする。ただし、運営状況等によっては、措置を行わないことも排除されない。

[注記] 前提条件

1 期間中の効率化係数Aを対前年度比97.00%と推定。

2 期間中の効率化係数Bを対前年度比99.00%と推定。

3 給与改定率及び消費者物価指数の伸び率については、ともに0%と推定。

[借入金]

借入金は、独立行政法人農業者年金基金法附則第17条第1項及び第2項により、旧給付に要する費用に係る国庫負担の平準化を図るため、農林水産大臣の要請に基づき行うものであり、独立行政法人農業者年金基金法附則第17条第4項により、借入金に係る債務の償還及び当該債務に係る利子の支払いに要する費用は、国庫が負担することとなっている。

なお、農業者年金基金より承継された借入金についても、独立行政法人農業者年金基金法附則第5条により国庫が負担することとなっている。

[収入支出予算の弾力条項]

- 1 農地売買貸借等勘定より償還金の収入金額がこの予算において定める金額に比して増加するときは、当該増加額を限度として旧年金等給付費の支出予算に不足を生じた場合に旧年金等給付費の支出予算の額を増額することができる。
- 2 農地売買貸借等勘定より償還金の収入金額がこの予算において定める金額に比して増加するときは、当該増加額を限度として保険料収入の過誤納の還付が支出予算に比して増加する場合に保険料還付金の支出予算の額を増額することができる。

(単位：百万円)

区 別	金 額
収入	
運営費交付金	278
貸付金利息	63
農地売渡代金等収入	505
諸収入	1
計	846
支出	
業務経費	612
うち 旧年金勘定への償還金	505
旧年金勘定への支払利息	63
その他の業務経費	45
一般管理費	90
人件費	143
計	846

[人件費の見積り]

期間中総額117百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用であり、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分は含んでいない。

[運営費交付金の算定ルール]

- 1 平成25年度は、次の算定ルールを用いる。

$$\text{運営費交付金額} = (\text{一般管理費} \times \alpha + \text{その他の業務経費} \times \beta) \times \gamma \\ + \text{人件費} - \text{諸収入} \pm \delta$$

α : 効率化係数A (97.00%)

β : 効率化係数B (業務の見直しを踏まえたもの)

γ : 消費者物価指数 (平成23年度全国平均) (0.999%)

δ : 平成25年度の業務の状況に応じて増減する経費

$$\text{人件費} = \text{基本給等} + \text{退職手当} + \text{児童手当拠出金} + \text{健康保険料負担金} \\ + \text{厚生年金保険料負担金} + \text{共済組合負担金} + \text{労働保険料負担金}$$

基本給等＝前年度の（基本給＋諸手当＋超過勤務手当）－（基本給等の見直しを踏まえたもの）

2 平成26年度以降については、次の算定ルールを用いる。

運営費交付金額＝（一般管理費× α ＋その他の業務経費× β ）× γ
＋人件費－諸収入± δ

α ：効率化係数A

β ：効率化係数B

γ ：消費者物価指数

δ ：各年度の業務の状況に応じて増減する経費

人件費＝基本給等＋退職手当＋児童手当拠出金＋健康保険料負担金

＋厚生年金保険料負担金＋共済組合負担金＋労働保険料負担金

基本給等＝前年度の（基本給＋諸手当＋超過勤務手当）×（1＋給与改定率）

(注) 1 運営費交付金額には、中期期間中の常勤職員数の効率化減員分を反映させる。

2 消費者物価指数及び給与改定率については、運営状況等を勘案した伸び率とする。ただし、運営状況等によっては、措置を行わないことも排除されない。

[注記] 前提条件

1 期間中の効率化係数Aを対前年度比97.00%と推定。

2 期間中の効率化係数Bを対前年度比99.00%と推定。

3 給与改定率及び消費者物価指数の伸び率については、ともに0%と推定。

[収入支出予算の弾力条項]

農地売渡代金等収入及び貸付金利息の収入金額が、この予算において定める金額に比して増加するときは、当該増加額を限度として旧年金勘定への償還金及び旧年金勘定への支払利息の支出予算の額を増額することができる。

平成25年度～平成29年度収支計画

総括
(単位：百万円)

区別	金額
費用の部	707,008
經常費用	692,234
人件費	3,823
業務費	596,766
一般管理費	3,273
減価償却費	106
給付準備金繰入	88,265
財務費用	14,774
臨時損失	0
収益の部	706,502
運営費交付金収益	16,304
国庫補助金収入	6,753
国庫負担金収入	188,334
財源措置予定額収益	393,774
保険料収入	75,959
運用収入	25,196
貸付金利息収入	63
その他の収入	15
資産見返運営費交付金戻入	106
臨時利益	0
純利益	△505
目的積立金取崩額	0
総利益	△505

- [注記] 1 当法人における退職手当については、独立行政法人農業者年金基金役員退職手当支給規程及び独立行政法人農業者年金基金職員退職手当支給規程に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。
- 2 当法人における年金債務のうち厚生年金基金から支給される年金給付について、当該厚生年金基金に払い込むべき掛金及び当該積立不足額の解消に係る費用については、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。

(単位：百万円)

区 別	金 額
費用の部	12,435
經常費用	12,435
人件費	666
業務費	1,905
一般管理費	628
減価償却費	17
給付準備金繰入	9,219
財務費用	0
臨時損失	0
収益の部	12,435
運営費交付金収益	2,522
国庫補助金収入	6,753
運用収入	3,140
その他の収入	3
資産見返運営費交付金戻入	17
臨時利益	0
純利益	0
目的積立金取崩額	0
総利益	0

[注記] 1 当法人における退職手当については、独立行政法人農業者年金基金役員退職手当支給規程及び独立行政法人農業者年金基金職員退職手当支給規程に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。

2 当法人における年金債務のうち厚生年金基金から支給される年金給付について、当該厚生年金基金に払い込むべき掛金及び当該積立不足額の解消に係る費用については、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。

(単位：百万円)

区 別	金 額
費用の部	104,316
經常費用	104,316
人件費	1,630
業務費	22,266
一般管理費	1,331
減価償却費	42
給付準備金繰入	79,046
財務費用	0
臨時損失	0
収益の部	104,316
運営費交付金収益	6,253
保険料収入	75,959
運用収入	22,055
その他の収入	6
資産見返運営費交付金戻入	42
臨時利益	0
純利益	0
目的積立金取崩額	0
総利益	0

[注記] 1 当法人における退職手当については、独立行政法人農業者年金基金役員退職手当支給規程及び独立行政法人農業者年金基金職員退職手当支給規程に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。

2 当法人における年金債務のうち厚生年金基金から支給される年金給付について、当該厚生年金基金に払い込むべき掛金及び当該積立不足額の解消に係る費用については、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。

平成25年度～平成29年度収支計画

旧年金勘定
(単位：百万円)

区 別	金 額
費用の部	589,978
經常費用	575,203
人件費	1,384
業務費	572,550
一般管理費	1,224
減価償却費	45
財務費用	14,774
臨時損失	0
収益の部	589,472
運営費交付金収益	7,252
国庫負担金収入	188,334
財源措置予定額収益	393,774
貸付金利息収入	63
その他の収入	5
資産見返運営費交付金戻入	45
臨時利益	0
純利益	△505
目的積立金取崩額	0
総利益	△505

- [注記] 1 当法人における退職手当については、独立行政法人農業者年金基金役員退職手当支給規程及び独立行政法人農業者年金基金職員退職手当支給規程に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。
- 2 当法人における年金債務のうち厚生年金基金から支給される年金給付について、当該厚生年金基金に払い込むべき掛金及び当該積立不足額の解消に係る費用については、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。

(単位：百万円)

区 別	金 額
費用の部	342
經常費用	279
人件費	143
業務費	45
一般管理費	90
減価償却費	1
財務費用	63
臨時損失	0
収益の部	342
運営費交付金収益	278
貸付金利息収入	63
その他の収入	1
資産見返運営費交付金戻入	1
臨時利益	0
純利益	0
目的積立金取崩額	0
総利益	0

[注記] 1 当法人における退職手当については、独立行政法人農業者年金基金役員退職手当支給規程及び独立行政法人農業者年金基金職員退職手当支給規程に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。

2 当法人における年金債務のうち厚生年金基金から支給される年金給付について、当該厚生年金基金に払い込むべき掛金及び当該積立不足額の解消に係る費用については、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。

平成25年度～平成29年度資金計画

総 括
(単位：百万円)

区 別	金 額
資金支出	1, 104, 033
業務活動による支出	618, 256
投資活動による支出	71, 477
財務活動による支出	414, 300
次期中期目標の期間への繰越金	0
資金収入	1, 104, 033
業務活動による収入	710, 259
運営費交付金による収入	16, 304
補助金等による収入	609, 387
保険料収入	75, 984
運用による収入	8, 001
農地売渡代金等収入	505
貸付金利息収入	63
その他の収入	15
投資活動による収入	0
財務活動による収入	
借入金による収入	393, 774
前期中期目標の期間よりの繰越金	0

(単位：百万円)

区 別	金 額
資金支出	10,017
業務活動による支出	3,147
投資活動による支出	6,870
財務活動による支出	0
次期中期目標の期間への繰越金	0
資金収入	10,017
業務活動による収入	10,017
運営費交付金による収入	2,522
補助金等による収入	6,753
運用による収入	740
その他の収入	3
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
前期中期目標の期間よりの繰越金	0

(単位：百万円)

区 別	金 額
資金支出	89,505
業務活動による支出	24,899
投資活動による支出	64,606
財務活動による支出	0
次期中期目標の期間への繰越金	0
資金収入	89,505
業務活動による収入	89,505
運営費交付金による収入	6,253
保険料収入	75,984
運用による収入	7,261
その他の収入	6
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
前期中期目標の期間よりの繰越金	0

平成25年度～平成29年度資金計画

旧年金勘定
(単位：百万円)

区 別	金 額
資金支出	1,004,232
業務活動による支出	589,932
投資活動による支出	0
財務活動による支出	414,300
次期中期目標の期間への繰越金	0
資金収入	1,004,232
業務活動による収入	609,954
運営費交付金による収入	7,252
補助金等による収入	602,634
貸付金利息収入	63
その他の収入	5
投資活動による収入	505
財務活動による収入	
借入金による収入	393,774
前期中期目標の期間よりの繰越金	0

(単位：百万円)

区 別	金 額
資金支出	846
業務活動による支出	341
投資活動による支出	0
財務活動による支出	505
次期中期目標の期間への繰越金	0
資金収入	846
業務活動による収入	846
運営費交付金による収入	278
農地売渡代金等収入	505
貸付金利息収入	63
その他の収入	1
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
前期中期目標の期間よりの繰越金	0